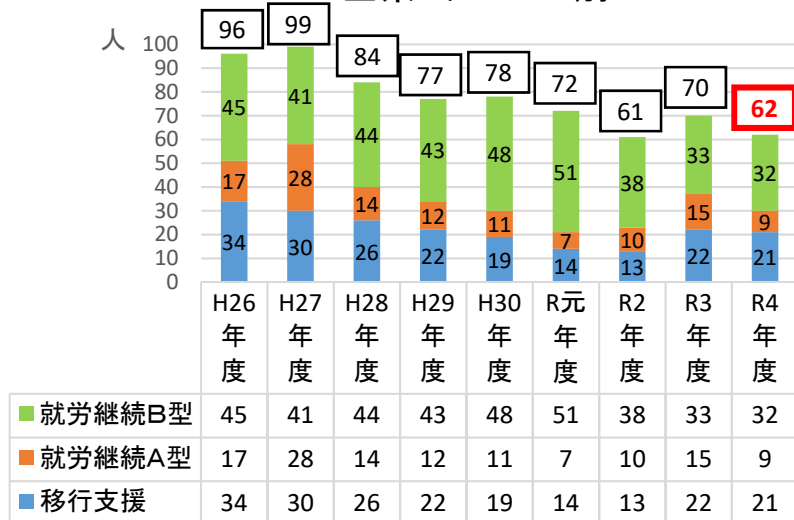


福祉施設から一般就労への移行状況

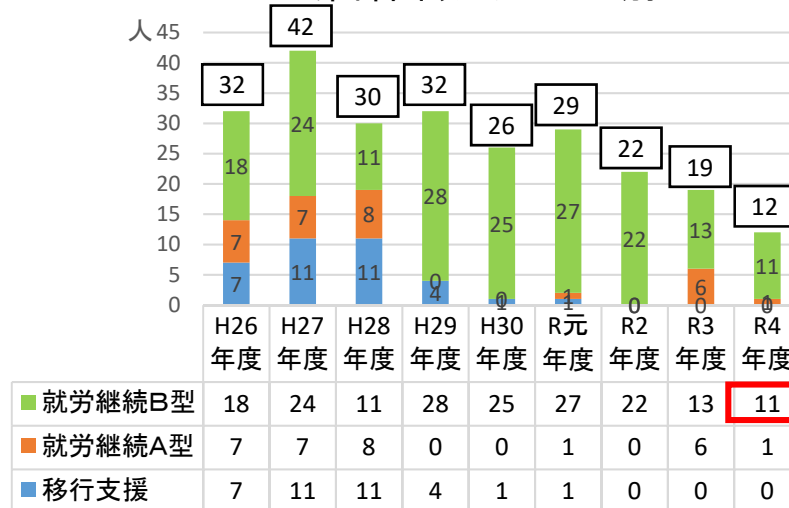
資料1

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響で、令和4年度の一般就労移行者数は前年度比で減少した。
- 東部圏域・中部圏域では、就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数が最も多く、西部圏域では、就労移行支援事業所が最も多くなっている。（西部圏域ではB型からの一般就労移行も大幅に伸びている。）

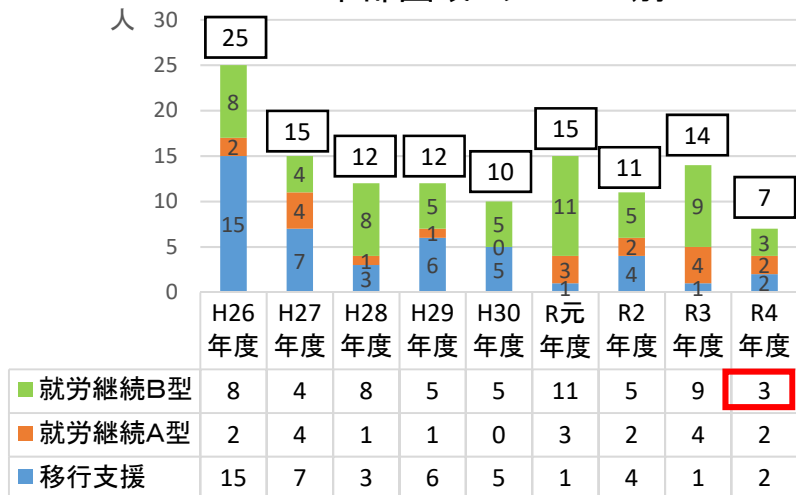
<全県・サービス別>



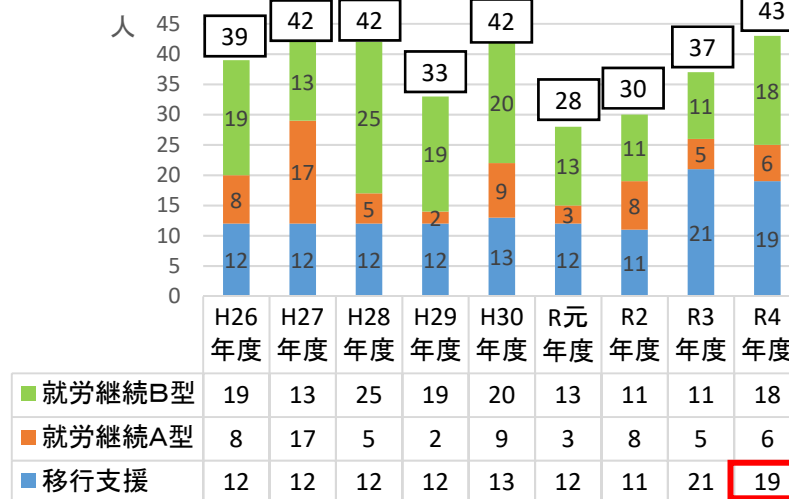
<東部圏域・サービス別>



<中部圏域・サービス別>



<西部圏域・サービス別>



就労継続支援 A 型事業所におけるスコア分析

1 趣旨

就労継続支援 A 型事業所の基本報酬算定に当たっては、令和 3 年度報酬改定より「一日の平均労働時間」「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」「地域連携活動」の 5 つの観点からの総合評価によるスコア方式となった。

令和 4 年度の就労支援部会において、各事業所のスコア分析を行い、他の事業所の取組を参考とすることでスコアの底上げが望める分野があることを示した。そこで、県内の事業所の令和 5 年度のスコア状況を調査し、現状や推移を把握する。

2 調査対象

県内就労継続支援 A 型事業所 26 件

(※現在休止中の事業所 1 件及び令和 4 年度新規開設により前年度比較できない事業所 2 件は除く)

令和 4 年度及び令和 5 年度の基本報酬区分の届出内容 (スコア表)

3 調査結果

(1) スコア合計点の分布

令和 4 年度は、スコア合計点が 130～149 点が 9 事業所と最も多く、105～129 点が 8 事業所と続く状況であったが、令和 5 年度にはスコアが向上する事業所が増え、150～169 点のスコア帯の事業所が 10 事業所 (前年度の倍) となった。

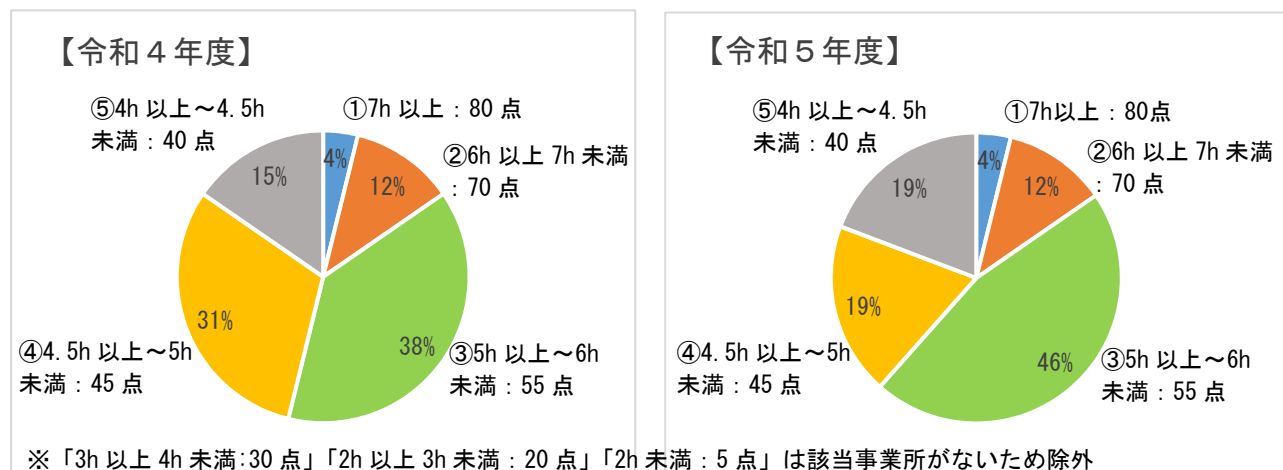
昨年度に設立された「鳥取県就労継続支援 A 型協議会」の会員事業所の大半でスコアの向上があり、協議会の中でスコア向上に向けた勉強会 (事例の横展開) 等を実施したことも、向上の一因になっているものと考えられる。

スコア合計	基本報酬	令和 4 年度	令和 5 年度
170 点以上	724 単位/日	2 事業所	2 事業所(増減なし)
150 点以上 170 点未満	692 単位/日	5 事業所	10 事業所(前年+5)
130 点以上 150 点未満	676 単位/日	9 事業所	6 事業所(前年-3)
105 点以上 130 点未満	655 単位/日	8 事業所	6 事業所(前年-2)
80 点以上 105 点未満	527 単位/日	2 事業所	2 事業所(増減なし)
60 点以上 80 点未満	413 単位/日	なし	なし
60 点未満	319 単位/日	なし	なし

(2) 各項目の状況

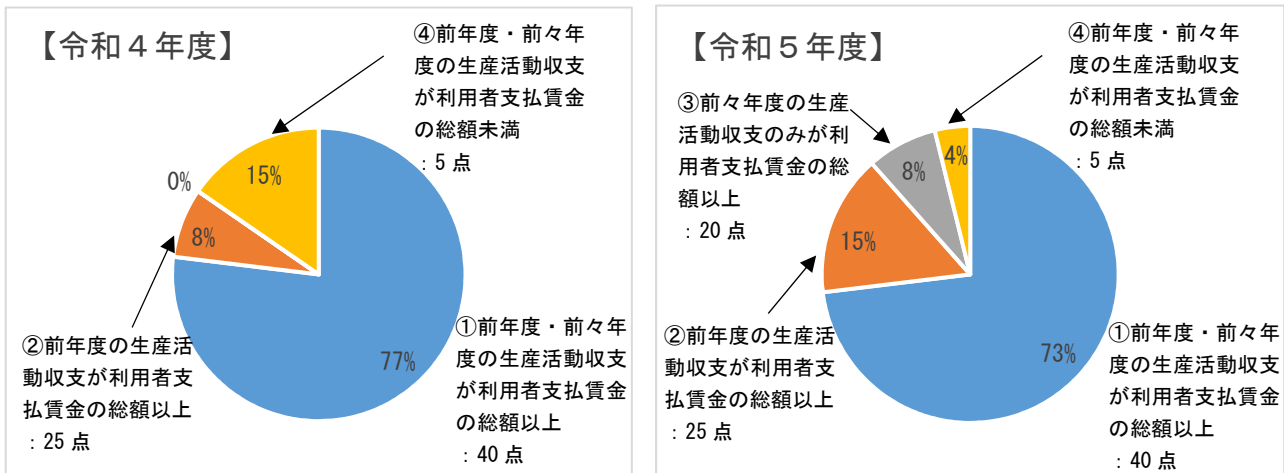
(I) 労働時間 (前年度の一日の平均労働時間)

「労働時間」のスコアについては、令和 4 年度に「4 時間 30 分以上 5 時間未満 : 45 点」だった事業所の労働時間が伸びたことから、一つ上のスコア帯である「5 時間以上 6 時間未満 : 55 点」の事業所数の割合が増えている。(R4 : 38% ⇒ R5 : 46%) 「7 時間以上 : 80 点」「6 時間以上 7 時間未満 : 70 点」の事業所数に変化はなし。



(II) 生産活動（前年度及び前々年度における生産活動収支の状況）

「生産活動」のスコアについては、令和4年度に「前年度及び前々年度の前年度生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である：5点」（経営困難）の事業所が15%（4事業所）だったのに対し、令和4年度の前年度生産活動収支に改善があったことから同スコア帯の割合が4%（1事業所のみ）に改善している。



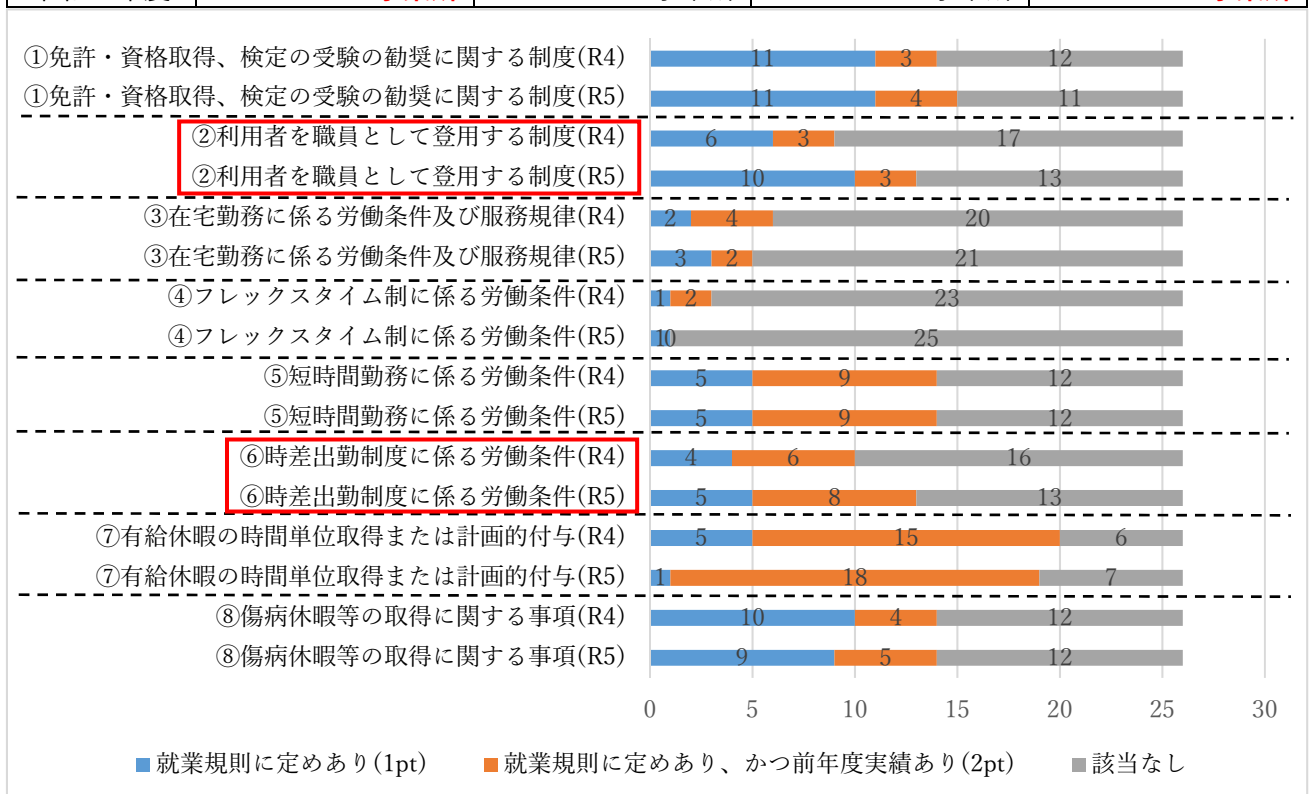
(III) 多様な働き方（多様な働き方に係る制度整備及び実施状況）

「多様な働き方」のスコア帯ごとの事業所数について、最も高い「35点：対象項目累計8pt以上」の事業所が増加している（R4：10事業所⇒R5：13事業所）、また「0点：対象項目にすべて該当なし」が減少している（R4：3事業所⇒R5：1事業所）など、全体的にスコアの向上傾向がみられる。

算定対象項目については、「②利用者を職員として登用する制度」と「⑥時差出勤制度に係る労働条件」を選択する事業所が増加した。（他の6項目については大きな変動はみられない。）

▶【スコアごとの事業所数】

	35点(8pt以上)	25点(6~7pt)	15点(1~5pt)	0点(全て該当なし)
令和4年度	10事業所	4事業所	9事業所	3事業所
令和5年度	13事業所	2事業所	10事業所	1事業所



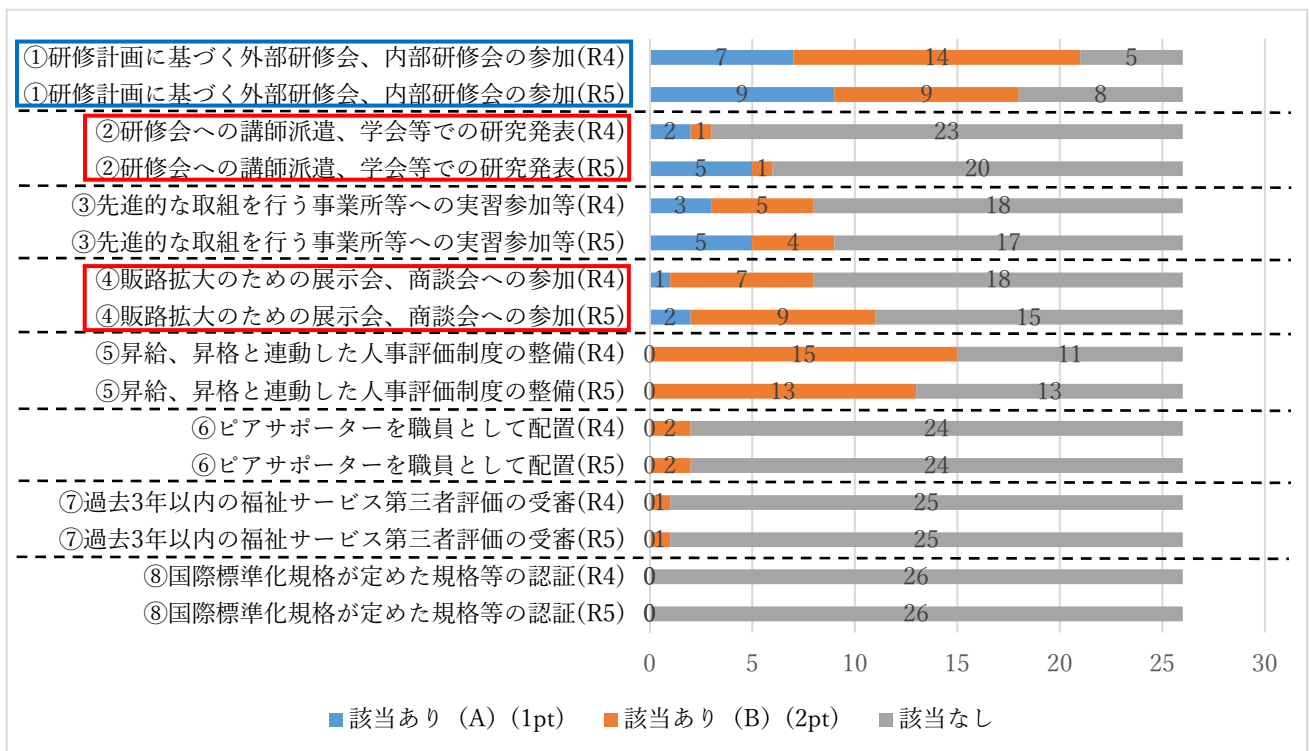
(IV) 支援力向上（安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組）

「支援力向上」のスコア帯ごとの事業所数について、「15点：対象項目累計 1~5pt」の事業所が減少し（R4：16事業所⇒R5：13事業所）、「25点：対象項目累計 6~7pt」の事業所が増加している。（R4：4事業所⇒R5：8事業所）

算定対象項目については、「②研修会への講師派遣、学会等での研究発表会」と「④販路拡大のための展示会、商談会への参加」を選択する事業所が増加した一方、「①研修計画に基づく外部研修会、内部研修会の参加」は減少した。

▶【スコアごとの事業所数】

	35点(8pt以上)	25点(6~7pt)	15点(1~5pt)	0点(全て該当なし)
令和4年度	4事業所	4事業所	16事業所	2事業所
令和5年度	3事業所	8事業所	13事業所	2事業所



(V) 地域連携活動（地域の事業者と連携した商品開発、地域社会と連携した活動等の実施）

「地域連携活動」のスコアについて、算定している事業所（10点）は令和4年度、令和5年度ともに73%（19件）と変化はない。

4 その他（スコア表等の公表について）

就労継続支援 A 型事業所が報酬の基礎とするスコア表については、国の規定に基づき、インターネットの利用、その他の方法により、毎年度4月中旬に公表することとされている。

今回調査対象とした26事業所のうち自法人のホームページでの公表を確認できたのは21事業所、公表を確認できなかった5事業所に対しては、今後、公表を行うよう働きかけていく。

【参考】スコア表等の公表に関する国の規定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（指定障害福祉サービス基準）

第九十六条の三 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
(厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について)

3 公表

就労継続支援 A 型事業所等は、指定障害福祉サービス基準第196条の3及び改正後の指定障害者支援施設基準附則第13条の3の規定に基づき、上記2で算出したスコアの合計点及び当該スコアの詳細について、別紙2-1及び別紙2-2の様式により、インターネットの利用その他の方法により、毎年度4月中に公表すること。

また、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき経営改善計画書を作成している就労継続支援 A 型事業所等においては、当該経営改善計画書も併せて公表することが望ましい。

なお、新規指定の就労継続支援 A 型事業所等の初年度(年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目年度途中で指定された事業所については、スコアを算出できないため、公表は要さないものであること。

公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。

このほか、就労継続支援 A 型の利用を希望している障害者等第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。

- ・ 市町村等が発行する情報誌への掲載
- ・ 当該就労継続支援 A 型事業所等及び関係機関等での掲示

なお、公表した内容については、情報の情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。

就労継続支援 B 型事業所のサービスの質の確保に向けた実地指導の実施状況

令和5年7月25日 障がい福祉課

1. 総量規制の実施に伴う実地指導等の強化について

西部圏域における就労継続支援 B 型の取扱い（総量規制）と並行して、開設して間もない事業所等のサービスの質の確保のため、通常の実地指導に加え、事業計画調査を随時実施する。

2. B 型事業所における実地指導の指導方針について

【指導体制】局の調査予定を市町村に連絡し、可能な限り市町村も同行するものとする。

【実施連絡】事業計画調査の実施概要（対象、趣旨、調査項目等）については事前に全事業所に対し通知するが、実際の調査訪問日時については、事業所には事前通告しない。

【調査項目】主に以下の点について聞き取りを行う。聞き取りの際には、総量規制において事業者へ提出を求める「事業計画書」の記載例を参考とする。

- ・利用定員（の充足率）、利用者の確保に関すること
- ・工賃の支払、賃金の向上に関すること（就労事業の維持・拡充に関すること）
- ・支援体制の充実、一般就労に向けた取組、虐待の防止に関すること

【結果の公表】事業所名が特定できる形での結果の公表は行わない。

3. 実施結果

西部圏域において、令和4年度は12事業所の実地指導を実施。

○ 総評

- ・実地指導施設は、利用者に関する情報について、時間外や SNS 等を活用しながら職員間で共有し、利用者への支援につなげている。
- ・実地指導施設は、概ね利用者のニーズを把握しながら、能力や意欲に応じた支援に注力している一方、職員のスキルアップの取組や研修実施が十分でない施設あり。
→年間研修計画を作成するとともに、勤務シフトの工夫やオンラインも活用しながら、支援員全員が研修を受けることができる環境整備を検討するよう指導
- ・虐待防止の取組について、委員会は設置・開催しているが、設置要綱や指針等を明文化していなかったり、委員会未設置など、取組が不十分な施設あり。
→虐待防止委員会等の設置をはじめ、未整備の計画、指針等について早急に作成し報告するよう指示
- ・実地指導施設は、収益が見込める自主事業に従事できる人を希望しているが、実際の利用希望者等との間に差が出てきている。
- ・実地指導施設は、コロナや自社商品の原材料の高騰により、平均工賃が目標まで届かない状況。その中でも、地域や企業に対し、何か自分たちの商品等を売り込むことができないかと試行を続けている。

○ 実施状況

- ・利用者確保のため、医療機関へ働きかけたり、養護学校に職場体験の場として提供。
- ・一般就労への移行について、利用者の成長を踏まえながら、就労 B → 就労 A → 就労移行支援 → 一般就労の流れで実施。
- ・地理的に不利な条件にあっても、新商品の開発や新たな地元の受託先を開拓するなど、安定した運営に注力。
- ・利用者の状況に応じてできるように、1つの作業工程でも細分割して実施し、利用者も効率的に仕事ができるよう自分たちで作業用に作成した道具を使って取り組んでおり、職員・利用者が協力関係を保ちながら運営している。
- ・作業後にミーティングを行ったり、法人内のチャットツールで利用者の情報を共有したりしながら、どの職員がどの作業に入っても共通の支援ができるような体制づくりをしている。
- ・在宅・事業所どちらでも作業できる生産活動を実施。コロナ等の理由から通所できない利用者にも対応。在宅者には、1週間に1回、利用者の特性等を見つ職員が材料を持参し、翌週に回収とあわせて利用者との面談を行っている。
- ・SNS 専門のアドバイザーに依頼し、SNS による効果的な情報発信を計画。

○ 改善・検討を必要とする項目

- ・施設外就労が忙しく職員研修ができておらず、年間職員研修計画を作成していない。利用者の支援には注力しているが、職員のスキルアップや事業所全体の支援力の向上については目が向いていない。
- ・虐待防止委員会を設置していない。
- ・身体拘束の適正化に係る委員会を設置していない。
- ・虐待防止委員会設置要綱や指針等、法人又は事業所として決めてはいるが明文化されていない。
- ・就労 A、就労 B ともに同じ場所で同じ作業を実施している。